

令和6年1月30日
北海道開発局

能登半島地震非常災害現地対策本部へ職員を派遣

北海道開発局は、能登半島地震に伴う支援を行うため、非常災害現地対策本部へ職員1名を派遣しましたので、お知らせします。

非常災害現地対策本部への派遣概要について

派遣日	体制	派遣先	備考
1月29日(月)	北海道開発局 港湾空港部 1名	石川県庁	予定派遣期間 2月6日(火)まで

<参考> 令和6年能登半島地震非常災害現地対策本部

令和6年1月1日、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項及び第25条第8項の規定に基づき、臨時に、令和6年能登半島地震非常災害対策本部及び令和6年能登半島地震非常災害現地対策本部を設置した。

現地対策本部は、石川県庁と緊密に連携しながら、被災地の応急救助、復旧・復興に係る情報収集・共有及び関係機関との各種調整の役割を担う。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話(代表)011-709-2311

港湾空港部 港湾計画課 港湾企画官 古屋 武志(内線5612)

港湾空港部 空港・防災課 港湾保安全管理官 松田 斉久(内線5622)



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

非常災害現地対策本部派遣者 出発式

